大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、多様化する宿泊ニーズや人手不足への対応など、宿泊事業者を取り巻く 経営環境の変化に対応し、持続可能な経営基盤構築の取組を支援するため、宿泊事業者 (以下「事業実施主体」という。)が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定 めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交 付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、 この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「事業実施主体」、「中小企業者」、「国補助事業」、「国補助金」とは、次の各号の定めるところによる。
 - (1)「事業実施主体」とは、国が公募を行う令和5年度補正観光地・観光産業における 人材不足対策事業及び令和6年度宿泊施設インバウンド対応支援事業(宿泊施設バリ アフリー化促進事業)について、国の交付決定を受けた、大分県内に立地する施設を 事業の対象とする中小企業者をいう。
 - (2) 「中小企業者」とは、別表1に掲げる事業者をいう。
 - (3) 「国補助事業」とは、令和5年度補正観光地・観光産業における人材不足対策事業 及び令和6年度宿泊施設インバウンド対応支援事業(宿泊施設バリアフリー化促進事 業)をいう。
 - (4) 「国補助金」とは、令和5年度補正観光地・観光産業における人材不足対策事業 費補助金及び令和6年度宿泊施設インバウンド対応支援事業費補助金(宿泊施設バ リアフリー化促進事業費補助金)をいう。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は事業実施主体が事業を実施するのに要する 経費のうち国補助金交付の対象であり、その対象経費及び補助率等は別表2のとおりと する。

(補助金の交付申請)

- 第4条 規則第3条第1項の規定による交付申請は、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
 - (1) 国補助金に係る書類(交付申請書類、交付決定通知)の写し
 - (2) 誓約書(第2号様式)
 - (3) 賃金引き上げに係る誓約書(第3号様式)
 - (4) 賃金増加率計算表(第4号様式)
 - (5) 賃金增加率計算表対象外従業員一覧(第5号様式)
- (6) 国への交付申請前1か月分の賃金台帳の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類
- ※(3)~(6)については賃上げ枠での申請の場合のみ
- 2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付 すべき書類のうち省略することができるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号 に掲げる事項とする。
- 3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和2

5年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

- 第5条 規則第5条の規定による補助条件は次のとおりとする。
 - (1)補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第6号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (2)補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(第7号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の 帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年 度から起算して5年間整備保管すること。
 - (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
 - (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りでないこと。
 - (7) 取得財産等は、財産管理台帳及びその他関連書類を整備保管し、当該補助事業の完 了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に 従って、その効率的な運用を図ること。
 - (8) 取得財産等のうち、一件あたりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
 - (9) 知事の承認を受けて取得財産等を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
 - (10) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の 規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らか になったときは、これに補助金額から減額して報告すること。
 - (11) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の 規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補 助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減 額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕 入控除税額確定報告書(第8号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該 金額を返還すること。
 - (12) その他、規則及びこの要綱に従うこと。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額 に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1)補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第9号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(重複受給の禁止)

第8条 補助事業者は、同一事業について国補助事業以外の複数の補助金を受給することはできない。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の請求をしようとするときは、 補助金交付請求書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第11号様式) によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。
 - (1) 国補助金に係る書類(実績報告書類、額の確定通知)の写し
- (2) 賃金増加率計算表(第4号様式)
- (3) 賃金増加率計算表対象外従業員一覧(第5号様式)
- (4) 県への実績報告前1か月分の賃金台帳の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類
- $%(2) \sim (4)$ については賃上げ枠での申請の場合のみ

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第12号様式) により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

(補助金の返還等)

- 第14条 事業実施主体は、次の各号のいずれかによる国補助金の返還または補助金相 当額の納付を行ったときは、補助金返還等届出書(第13号様式)を速やかに知事に 提出しなければならない。
 - (1)消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還
 - (2) 交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還

- (3) 取得財産等の処分に伴う国補助金の返還
- (4) 取得財産等の処分に伴う収入の納付
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、この補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

附則

この要綱は、令和5年度の予算に係る大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、令和6年度の予算に係る大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金 から適用する。

別表1 (第2条関係)

対象	定義	業種
中小企業者	 資本金の額又は出資の総額5千万円以下の会社 常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人 	旅館業法第二条で 定める「旅館業」を 営む者で同法第三 条の許可を受けた 者。

補助対象経費、国補助金の補助率、補助率及び補助上限額

国補助金の	観光地・観光産業における人材不	宿泊施設インバウンド対応支援事業	
種類	足対策事業費補助金	費補助金(宿泊施設バリアフリー化促	
		進事業費補助金)	
補助対象経	宿泊施設において実施する人手不	①客室における改修等	
費	足の解消に資する以下に掲げるシ	<改修箇所>	
	ステム、設備及び備品の購入、導	・客室出入口	
	入及び設置に要する経費(システ	・トイレ	
	ム、設備及び備品の購入、導入及	浴室	
	び設置に附随する経費を含む。)	• 洗面所	
	・ スマートチェックイン・アウト	・その他客室内	
	システム、チャットボット及び	②共用部における改修等	
	宿泊施設管理システム(PMS)	<改修箇所>	
	等の各種システム	・敷地内の通路	
	・ 配膳・清掃ロボット等の設備	・駐車場	
	・ その他人手不足の解消に必要な	・建築物の出入口、フロント等	
	設備・備品	・廊下、屋内通路	
		• 階段	
	※ 月額・年額で使用料金が定めら	・エレベーターその他昇降機	
	れている形態の製品(サブスク	・トイレ、洗面所	
	リプション販売形式等)及びそ	・浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室	
	の保守は、最大2年分の費用が	・レストラン・食堂、宴会場・バンケ	
	補助対象となります。ただし、	ットホール等	
	前払いが可能で、精算時までに	・その他宿泊施設のバリアフリー化を	
	支払いが完了するものに限る	促進するために必要があると認め	
		られた箇所	
	(補助対象外となる経費は、国補	③ 災害対応に資する整備の導入	
	助事業に準じます。)		
		※①②③は、バリアフリー法等の関係	
		法令や高齢者、障害者等の円滑な移	
		動等に配慮した建築設計標準等の	
		バリアフリー化に関する基準等を	
		踏まえた改修内容であること	
		(補助対象外となる経費は、国補助事	
		業に準じます。)	
国補助金の	1/2以内	1/2以内	
補助率			
補助率	〔通 常 枠〕1/6以内 〔賃上	げ枠〕1/4以内	
補助上限額		げ枠〕250万円	

※賃上げ枠の要件について

県への実績報告の直近1ヶ月の給与・賃金等(残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く)の総支給額が、国への交付申請前の直近1ヶ月と比較して、1.5%以上増加していること。